

TNF工法協会 技術部会規程

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、TNF工法協会（以下、「本協会」という）会則に則り、その目的を達成するために組織された技術部会（以下、「本部会」という）の基準を定め、技術の向上、効率的な施工、安全活動の推進を目的とする。

第2条（活動）

株式会社タケウチ建設（以下、タケウチ建設という）の有するTNF工法及びそれに類する工法（以下、「本工法」という）の品質、工程、コスト、安全、環境等、各種管理項目における施工技術向上を、協会会員と共同して図る。

2. 安全、環境活動については建設部会と共同して行う。
3. 本規程の定めに従い、本協会が定めた商標、マークおよび作成された資料を使用して、統一されたイメージのもとに、本工法の工事施工活動を遂行する。

第2章 部会員

第3条（部会員）

本部会の会員は、本協会の正会員のうち、施工会社をもって構成する。

第4条（便宜供与）

本部会員は、広報活動に関わる、安全備品の無償提供が供与される。

第5条（情報の交換）

本部会員は、本工法の施工に必要な情報を相互に開示するものとする。

ただし、法令又は第三者との契約により制限されている場合はこの限りでない。

2. 本部会会員は、定例会議に参加し、本工法の施工面に関わる情報交換をおこなう。
3. 本部会会員は、建設部会と労働災害及び公害防止に関する必要な情報を相互に開示するものとする。
4. 本部会会員は、施工に関する報告書等の提出を求められたときには速やかにこれに応じることとする。

第6条（定めなき事項）

本規程に定めなき事項は、本部会にて協議の上、理事会の承認を得て、更新するものとする。

2013年5月28日 初版発行
2019年6月30日 第1回改定